

大阪ラプソディー

大阪京橋のレコード店。ミカン箱の上で、千里万里が歌っていた。背の高いのが今の上沼恵美子。足を止める客は少なかった。ヒットするとは思わなかったが、一生懸命さは感じた。カラオケに行くと時々歌う。若い頃の思いが蘇り、何故か気力が充実してくる。



(竹内)

売掛金残高を2019年9月末で一旦確定させましょう！

消費税率の引上げ時期が2019年10月1日からと迫っております。

ところで、売掛金その他の債権が、万が一、回収不能＝貸倒れとなったときは、貸倒れとなった金額に対応する消費税額を貸倒れの発生した課税期間の売上げに対する消費税額から控除します。

この控除額は、消費増税前の売掛金等の貸倒れの金額の場合には、増税前の旧税率を乗じて消費税額を計算する一方、消費増税後の売掛金等の貸倒れの金額の場合には、増税後の新税率を乗じて計算することが原則です。

したがって、将来の貸倒れに備え、売掛金等が旧税率のものか、新税率のものかを区別できるよう、決算月にかかわらず、一旦2019年9月末で売掛金等の金額を確定しておくことをおすすめします。

(参考)

売掛金等の債権が、貸倒れとして認められる主な例は次のとおりです。

1. 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定などにより債権の切捨てがあったこと。
2. 債務者の財産状況、支払能力等からみてその債務者が債務の全額を弁済できないことが明らかであること。
3. 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、一定の要件に該当する基準により債権の切捨てがあったこと。
4. 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債権の弁済を受けることができないと認められる場合に、その債務者に対し書面により債務の免除を行ったこと。
5. 次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権(貸付金などは含みません。)について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。
 - (1)継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき(ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。)
 - なお、不動産取引のように、たまたま取引を行った債務者に対する売掛債権については、この取扱いの適用はありません。
 - (2)同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

なお、貸倒れとして消費税額を控除するためには、債権の切捨ての事実を証する書類その他貸倒れの事実を明らかにする書面の保存をしておく必要があります。

(大寺)

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。

職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。【要予約】

日 程 令和元年9月12日(木)
場 所 ホテルクレメント徳島



雇用保険の基本手当（失業給付）を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和元年8月1日から～



◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,510	13,630	6,755	6,815(+60)
30～44歳	15,010	15,140	7,505	7,570(+65)
45～59歳	16,520	16,670	8,260	8,335(+75)
60～64歳	15,750	15,890	7,087	7,150(+63)

【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(13,630円)が適用されますので、令和元年8月1日以降の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,815円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,480	2,500	1,984	2,000(+16)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,000円になります。

(西谷)

9月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 老人週間(15日～21日)
健康増進普及月間
船員労働安全衛生月間
障害者雇用支援月間

資産税係 <消費税率引上げと住宅取得支援制度 その1>

2019年(令和元年)10月1日から消費税率が10%となる予定です。消費税率の引き上げに伴い、税制面では①住宅取得資金贈与の拡充②住宅ローン控除の拡充が行われます。

① 住宅取得等資金贈与

父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築等の対価に充てるための「住宅取得等資金」を贈与してもらった場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

この非課税限度額が消費税率10%で住宅を取得した場合には、大幅に引き上げられています。

●消費税率10%で住宅を取得した場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年(2021年)4月1日～令和3年(2021年)12月31日	1,200万円	700万円

●上記以外(消費税率8%で住宅を取得した方など)

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年(2016年)1月1日～令和2年(2020年)3月31日	1,200万円	700万円
令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日	1,000万円	500万円
令和3年(2021年)4月1日～令和3年(2021年)12月31日	800万円	300万円



※制度の適用には要件があります。詳しくは当事務所までおたずねください。

(坂田)

建設係 <建設業者の地位の承継について>

2020年10月施行予定の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の許可を受けることで、空白期間なく建設業の許可を承継することが可能となります。

異業種間の承継が認められるようになり、承継先では持っていない許可を承継元から引き継ぐことができます。ただし、一部の業種のみを承継することは認めず、承継元が持つすべての業種を引き継ぐ必要があります。

業種ごとに許可の有効期間が異なっても、この規定により両方の許可の有効期間が5年更新されます。

個人事業主が死亡した場合は、30日以内に相続の認可を申請すれば、許可を引き継ぐことが認められ、認可申請の審査期間中は、相続人は許可を受けたものとみなされます。
(岸上)

医療係 <医療法人の4つの業務>

医療法人の業務は大きく「本来業務」「附帯業務」「収益業務」「付随業務」の4つに分けられます。

1. 本来業務……病院・医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所・介護老人保健施設

又は介護医療院の開設を目的とする(医療法第39条)

これらの業務を行う体制が確保されていることが医療法人設立認可の条件



2. 附帯業務……「本来業務」に支障のない範囲で行う業務(「附帯業務」のみを行う事や委託することは不可)

医療関係者の育成又は再教育、医学又は歯学に関する研究所の設置、医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設等の医療法第42条に定められている業務

3. 収益業務……「本来業務」と直接関連しない物品・サービスの提供

社会医療法人以外は行う事が出来ない、「本来業務」の経営に充てることを目的とし、厚生労働大臣が定める業務

4. 付随業務……具体的に医療法に定められている業務ではなく、「本来業務」に付随するような業務

例えば、病院等に通院・入院する患者もしくはその家族等の便宜のために、その病院等の敷地内で行われる駐車場業や施設内で行われる売店の営業、自動販売機の設置など、また病院等の施設外で行われる業務のうち、当該病院等に通院する患者の搬送業務など、その病院等の医療や療養に直接的に連なるもの

4の業務は特段の定款(寄附行為)への記載は必要ありませんが、1～3の業務については、必ず定款(寄附行為)に記載が必要です。
(田中)

リスマネ委員会 <死亡保険 - 保険の種類⑥ - >

今月号では、5月号でご案内させて頂いた保険の種類のうち、④収入保障保険について解説いたします。

収入保障保険は、あらかじめ決められた保険期間中に死亡した場合、その時点から満期まで死亡保険金をお給料のように年金形式で受け取ることのできる掛け捨てタイプの死亡保険です。

家族の収入を支えている一家の大黒柱が亡くなってしまったら、お給料面での収入が途絶えてしまいます。

収入保障保険では、被保険者が死亡、もしくは所定の高度障害状態になった場合に保険金を受け取れる保険です。

保険期間満了まで、お給料のように毎月受け取ることができる(年金形式)ので、その保険金を家族の生活費に充てることができます。

メリット	・安価な保険料で手厚い保障を得られること ・死亡時や高度障害時のリスクに合理的に備えられること
デメリット	・一気に経済的な負担がかかるライフイベントの準備には向かない ・途中で解約しても解約返戻金がない

(さくらビジネス)

9月の税務

■9月10日

1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■9月30日

2 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

5 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

7 消費税の年税額が4800万円超の6月、7月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分))<消費税・地方消費税>

会計制度 <簿記について④ 仕訳のルール③ 仕訳のコツ>

今回はちょっと趣向を変えて、仕訳を切るときに考え方やコツについて、自分なりに考えてきたことを解説いたします。



① 現金を基準に考える

仕訳を切らなければならないことが起きたとき、借方と貸方の勘定科目を悩むケースがあります。このようなときには、私は現金が増加するのか減少するのかを考えて勘定科目を検討していました。

例えば、「売上」が上がる取引であれば、売上が上がると現金が増える

→ 借方は現金になる

→ とすると「売上」の計上は貸方

のように、ある勘定科目が増加するときに借方にくるのか貸方にくるのかを考えると役に立ちました。今でも、混乱したときはよく現金が増えるのか減るのかで考えております。

② 5つの要素を3つの要素として考える

資産、負債、純資産、収益、費用という5つの項目について、収益は純資産の増加であり、費用は純資産の減少であることから、資産と負債と純資産の3つだけの増減、と考えると、混乱が多少減ると思います。

③ 常に相手勘定を意識する

どのように仕訳を切ったらよいかわからなくなった時には、とりあえず分かっている勘定科目を借方か貸方のいずれかにおいて、それから相手の勘定を検討すると考え方もまとまります。

④ 仕訳は紙に書く

簡単な仕訳であればともかく、複雑な仕訳ほど紙に書くなどすると検討しやすくなります。

(孝志洋)



まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。
広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負い兼ねます。

第21回 徳島県社会保険協会 けんこうウォーク 参加者大募集！

10月26日（土）午前9時30分スタート！小雨決行

協会けんぽも応援しています

受付／午前8時30分から
開会式／午前9時から

●集合場所／JAバンク蔵本公園（蔵本球場前）

※有料駐車場には、台数に限りがございますので公共交通機関をご利用ください。

※中止の場合は、前日10月25日（金）午後1時頃に当協会HPでお知らせします。

●参加条件／ 年齢、性別は問いませんが、健康に不安のある方は、必ず医師の診断を受けてから参加して下さい。

●申込方法／ 当日、JAバンク蔵本公園で受け付け（先着400名）

●携行品等／ ご参加の方は、水筒・弁当・雨具・タオル等持参のうえ、ウォークに適した服装でご参加下さい。

●コース / Aコース（約5km）：JAバンク蔵本公園～西部公園～剣山本宮（折り返し）～西部公園～JAバンク蔵本公園
Bコース（約10km）：JAバンク蔵本公園～西部公園～剣山本宮～眉山山頂（折り返し）～西部公園～JAバンク蔵本公園

●イベント／ 「かんたん！からだ活性化エクササイズ」（午後0時30分～西部公園）

講師：WADA BODY WORKS トレーナー 和田佳那 先生

●お楽しみ抽選会！！ 景品もたくさんあるよ！！



お問い合わせ：（一財）徳島県社会保険協会

〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目1-77 TEL(088)679-6670

主催／（一財）徳島県社会保険協会 共催／全国健康保険協会徳島支部・徳島県社会保険委員会連合会・徳島県年金受給者協会 主管／徳島県ウォーキング協会

さくら通信をご覧になって、ご意見感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。



さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ：http://www.skr39.co.jp/
Eメールアドレス：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負い兼ねます。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。